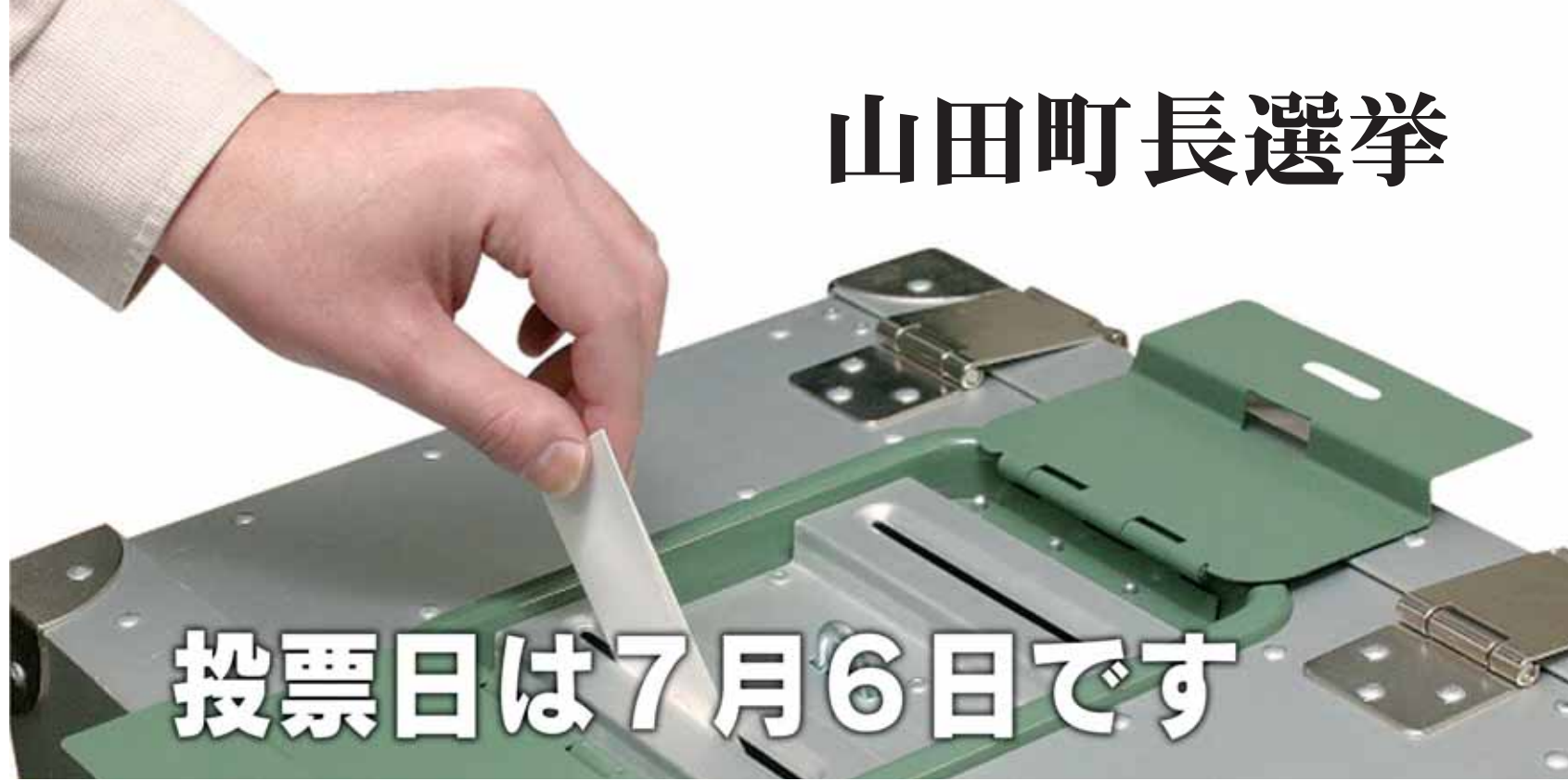


山田町長選挙



投票日は7月6日です

候補者の意見に耳を傾け 確かな一票を投じましょう

山田町長選挙が7月1日告示、7月6日を投票日として行われます。向こう4年間の町の進むべき方向を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を反映させるときです。候補者の意見に耳を傾け、確かな一票を投じてください。投票日に仕事や旅行など用事がある人は期日前投票や不在者投票を利用し、棄権することのないようにしましょう。

投票は○印の記入式

今回の町長選挙（投票用紙は白色）では、投票しようとする候補者の氏名の上欄に「○」を記入しての投票となります。6日の投票時間は午前7時から午後6時まで、投票所は左ページのとおり町内25カ所となっています。なお、今回の選挙から豊間根第4投票所が上豊間根自治交流会館に変わりました。投票に出掛ける際は、後日配布される入場券に記載されている投票所をご確認ください。係員が投票を補助します。自筆で投票するのが難しい方

には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおりに投票用紙に記入する代理投票制度があります。同制度の利用を希望する方は、投票所で係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は堅く守られ、一切口外されません。この制度は、期日前・不在者投票所でも利用できます。

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、次に該当する人です。▽昭和63年7月7日以前に生まれた人で、平成20年3月31日までに転入届けをし、引き続き

き住民基本台帳に登録されている人（投票日までには町外に転出する人は投票できません）
※町内で転居する予定の方は次の投票所で投票することとなりますので、ご注意ください。
① 6月22日までに届け出をした人：新住所地で投票
② 6月23日以降に届け出をした人：旧住所地で投票

期日前 投票のご利用を 不在者

7月2日から、期日前・不在者投票が行われます。同制度を利用し、棄権することのないようにしましょう。
◆期間 7月2日～5日
◆時間 午前8時半～午後8時（土曜日と同じです）
◆場所 役場2階特別会議室
◆持参する物 入場券
■即日開票です
開票作業は、当日の午後7時半から、山田南小学校体育館で行われます。

郵便による投票ができます

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する方は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、7月2日までに投票用紙を請求してください。なお、告示日（7月1日）前でも請求できます。

◆郵便投票ができる人

- ▷身体障害者手帳…両下肢などの障がい1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障がい1～3級の人
- ▷戦病傷者手帳…両下肢などの障がい特別項症～第2項症、内臓機能障がい特別項症～第3項症の人
- ▷介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人

※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選管へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

—自筆できない方には代理記載制度があります—

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ▷戦病傷者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症まで

◆申込先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（☎82-3111内線411）へどうぞ。

◆投票所一覧

投票区	投票所
山 田第1	山田漁村センター
	町中央公民館
	北浜防災センター
	さくら幼稚園
	関谷林業担い手センター
	関口農業担い手センター
船 越第1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	船越漁村センター
	大浦漁村センター
	小谷鳥コミュニティセンター
織 笠第1	織笠コミュニティ細浦ブロックセンター
	織笠漁協水産倉庫
	旧岩手宮古農協織笠支店
	猿神農業担い手センター
	田子の木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大 沢第1	ふるさとセンター
	大沢漁協新倉庫
豊間根第1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根自治交流会館
	荒川農業構造改善センター
	馬鞍コミュニティセンター

6月1日から

道路交通法が一部改正に 全員にシートベルト着用義務

道路交通法が一部改正され、6月1日から順次施行されます。主な改正内容は▼後部座席もシートベルト着用の義務化▼75歳以上のドライバーは高齢運転者標識の表示が義務化▼聴覚障がい者が条件付きで免許取得可能に——などです。

は後部座席に乗った人はシートベルトをするように努める必要（努力義務）がありました。今回の改正により運転者は同乗者全員に必ずシートベルトを着用させなければなりません。75歳以上はもみじマーク必須。これまで、70歳以上の運転者は高齢者運転標識（通称もみじマーク）を表示するように努め

る必要（努力義務）がありましたが、今回の改正により75歳以上の運転者が運転するときにはもみじマークを必ず表示しなければなりません。なお、70歳～74歳の運転者はこれまでどおり努力義務となります。



聴覚障がい者も運転可能に

これまで聴力に障がいがある方は運転免許を取得できませんでしたが、条件付きで普通第一種免許を取得できるようになります。運転するためには、乗用車にワイドミラーと「聴覚障害者標識」を取り付けることが必要で、違反した場合には罰金が科せられます。なお、運転できるのは普通自動車に限られ、原動機付自転車や小型特殊自動車は運転できません。これに伴い、「聴覚障害者標識」を表示している車に対しての幅寄せや割り込みが禁止され、違反者には罰則が適用されます。



聴覚障害者標識

◆問い合わせ 宮古警察署交通課（☎64-0110）へ。